高圧ガス輸入検査の手引き

2018年度版

一般社団法人　神奈川県高圧ガス保安協会

〒231－0023　横浜市中区山下町１番地（シルクセンター3 階）

電　話　　045－228－0366（代表）
ＦＡＸ　　045－201－7089
ＵＲＬ　　http：//www.kana-hpga.or.jp

目　次

１．はじめに ---------- 1

２．高圧ガスの輸入にあたっての考え方 ---------- 2
※　高圧ガスの輸入にあたっての問い合わせ先 ---------- 3
３．高圧ガス輸入に関する確認事項について ---------- 4
⑴ 輸入するガスは高圧ガスに該当するか ---------- 4
⑵ 輸入する高圧ガスは輸入検査を受けなければならないものに該当するか ---------- 4
⑶ 輸入（使用）目的は何か ---------- 5
⑷ 輸入高圧ガスは、どのような物性、性状か ---------- 5
⑸ 輸入高圧ガスは、どのような容器（容器の製造国、規格等）で輸入されるのか
また、消費後の容器へ日本国内で再充てんするのか ---------- 5
⑹ 輸入検査までの保税場所は ---------- 6
⑺ どのような運送方法で移動するのか ---------- 6
⑻ 陸揚げから移動までの間の管理はどのようにするのか ---------- 6

４．輸入検査申請手続き及び検査要領等について ---------- 7
⑴ 輸入検査の申請手続き ---------- 8
⑵ 輸入検査要領 ---------- 9
⑶ 輸入検査時の注意事項 ---------- 9

５．輸入検査申請書等の作成要領について ---------- 10
⑴ 輸入検査申請書の作成 ---------- 10
⑵ 輸入高圧ガス明細書の記載要領 ---------- 11
⑶ 添付書類の記載要領 ---------- 12

６．輸入に係る高圧ガス保安法上のその他の規制について ---------- 13
⑴ 貯蔵 ---------- 13
⑵ 移動 ---------- 13
⑶ 販売 ---------- 13

７．その他 ---------- 14
⑴ 輸入高圧ガスの置場について ---------- 14
⑵ 特殊高圧ガス等の輸入について ---------- 15
⑶ 高圧ガスの運送（移動）について ---------- 16
⑷ 高圧ガス保安法等高圧ガスに係る情報の収集について ---------- 16

８．参考 ---------- 17
⑴ 法令等 ---------- 17
⑵ 高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて
（通達）商局第６号　平成 28 年 11 月１日） ---------- 22
⑶ 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際に
おける取扱いについて ---------- 23
⑷ 各種様式等（⑵、⑶ 項に係るもの） ---------- 28

液化ガスのＣ値（定数）　容器保安規則第二十二条による ---------- 36
可燃性ガス及び毒性ガスの定義　一般高圧ガス保安規則第二条による ---------- 38

附　則 ---------- 39

添付資料『記入例および様式集』 ---------- 40
⑴ 輸入検査申請書、輸入高圧ガス明細書の記入例 ---------- 41
⑵ 輸入検査申請書様式 ---------- 43
⑶ 輸入高圧ガス明細書様式 ---------- 46
⑷ 指定輸入検査機関輸入検査受検届書様式 ---------- 49

1. はじめに

この手引きは、事業者の皆様が高圧ガス保安法（以後「法」という。）に基づき、『高圧ガス輸入検査』を受けるに当たり、検査申請及び検査実施に関して十分ご理解をいただき、検査を円滑に行うことを目的に作成したものです。

法第22条第1項の規定により『高圧ガスを輸入した者は、高圧ガスが陸揚げされた後、都道府県知事の輸入検査を受け、当該高圧ガスの性状及びその容器が輸入検査技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。』と定められております。

但し、輸入した高圧ガス及びその容器につき、高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受け、これが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、移動することが可能となっております。

一般社団法人神奈川県高圧保安ガス協会では、平成16年12月15日に、指定輸入検査機関として神奈川県知事の指定を受け、平成17年4月1日より次の高圧ガスの輸入検査業務を実施しています。

① 一般高圧ガス保安規則第45条の2に定める輸入検査
② 液化石油ガス保安規則第45条の2に定める輸入検査
③ 冷凍保安規則第31条の2に定める輸入検査

つきましては、神奈川県内で高圧ガス及びその容器を輸入される方（法人又は個人）は、当協会宛てに輸入検査申請書を提出していただければ、当協会が輸入検査を実施し、輸入検査技術基準に適合している場合は輸入検査合格証（以下『輸入検査合格証』又は単に『合格証』という。）を発行いたします。

◎ 神奈川県内で高圧ガスを陸揚げしようとする方は、（一社）神奈川県高圧ガス保安協会に、早目に輸入検査の申請を行ってください。

なお、輸入検査の場所は、基本的に保税コンテナーヤード内とし、やむを得ずヤード外となる場合であっても、神奈川県内の保税蔵置場敷地内としてください。

２．高圧ガスの輸入に当たっての考え方

高圧ガスの輸入に当たっての考え方をご説明いたします。

なお、当協会では神奈川県内（**横浜市・川崎市**）に陸揚げする場合のみ取り扱います。神奈川県以外に陸揚げする場合は、その陸揚地を管轄する都道府県及び政令指定市に問い合わせてください。

高圧ガスの輸入は、「法」に基づいて行わなければなりません。

この「法」は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動、消費、容器製造、廃棄その他の取り扱いの規制をするとともに、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保することを目的としております。

高圧ガスを輸入するに当たっては、「法」第 22 条に基づく輸入検査を受けるための申請手続きが必要となりますが、検査を円滑に行うためには、輸入先から必要なデータを確実に入手して申請することが重要なポイントになります。

すなわち、輸入検査技術基準では、**『輸入高圧ガスの「内容物確認試験」及び「容器の安全度試験」に合格すること。』**と定められておりますが、実際の輸入検査ではどちらの試験も輸出元からの受け入れデータ等で確認する方法が認められておりますので、高圧ガスを輸入しようとする者（以下『高圧ガス輸入者』という。）は、あらかじめ輸入高圧ガス及びその容器について、発注段階で輸入検査技術基準に適合するように、それらのデータについて輸出元と十分に調整しておくことが重要です。

なお、輸入検査は、輸出元からの受け入れデータと輸入品との照合を主体に行いますので、確認しやすいように準備をしておくことが大切になります。

輸入品目の中で、保安管理面から見て一般的に危険性の高い高圧ガスは、輸入検査及び通関を速やかに終了し、できるだけ早く専門の保安管理者のいる事業所に搬入することが望ましく、輸入に当たっては保税場所での保管を必要最小限にとどめ、可能な限り速やかに移動できるよう手配、段取りすることを心掛けてください。

※　高圧ガスの輸入に当たっての問合せ先

◎ 輸入検査手続きに関して

一般社団法人　神奈川県高圧ガス保安協会

〒231-0023　横浜市中区山下町１（シルクセンター３階）

TEL：045-228-0366　　FAX：045-201-7089

◎ 高圧ガス保安法等に関して

・神奈川県 安全防災局 安全防災部 工業保安課

〒231-8588　横浜市中区日本大通１（県庁第２分庁舎５階）

TEL：045-210-1111（代表）-3484（直通）

・横浜市　消防局　予防部保安課

〒240―0001　横浜市保土ケ谷区川辺町２－９（保土ケ谷区総合庁舎５階）

TEL：045-334-6407

FAX：045-334-6610

・川崎市　消防局　予防部危険物課

〒210-8565　川崎市川崎区南町２０－７（消防局総合庁舎７階）

TEL：044-223-2758

◎ エアゾールの輸入に関して

一般社団法人　日本エアゾール協会

〒100-0006　東京都千代田区鍛冶町 1－10－4（丸石ビル 2 階）

TEL：03-3201-4047

◎ ライターの輸入に関して

一般社団法人　日本喫煙具協会

〒111-0042　東京都台東区寿 3－19－5

TEL：03-3845-6121

◎ 高圧ガスの運送（移動）に関して

公益社団法人　神奈川県高圧ガス防災協議会

〒231-0003　横浜市中区北仲通 4－40（商工中金横浜ビル 3 階）

TEL：045-212-1454

◎ 関係団体

高圧ガス保安協会 機器検査事業部 検査課

〒105-8447　東京都港区虎ノ門 4－3－13　ヒューイック神谷町ビル

TEL：03-3436-6104

３．高圧ガス輸入に関する確認事項について

高圧ガスの輸入者が、輸入検査に関して事前に確認し、準備しておかなければならない事項は次のとおりです。

（１）　輸入するガスは高圧ガスに該当するか

高圧ガスとは、『法』第２条（定義）で次のように定められており、この定義に該当していれば高圧ガスとなります。

（定義）

法 第２条　この法律で「高圧ガス」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が 1MPa 以上となる圧縮ガスであって、現にその圧力が１MPa 以上であるもの、又は温度 35℃において圧力が１MPa 以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）

二　常用の温度において圧力が 0.2MPa 以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が 0.2MPa 以上であるもの、又は温度 15℃において圧力が 0.2MPa 以上となる圧縮アセチレンガス

三　常用の温度において圧力が 0.2MPa 以上となる液化ガスであって、現にその圧力が 0.2MPa 以上であるもの、又は圧力が 0.2MPa 以上となる場合の温度が 35℃以下である液化ガス

四　前号に定めるものを除くほか、温度 35℃において圧力 0Pa を越える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル又はその他の液化ガスであって、政令で定めるもの

（政令で定める液化ガス）

令 第１条

① 液化シアン化水素

② 液化ブロムメチル

③ 液化酸化エチレン

（２）　輸入する高圧ガスは輸入検査を受けなければならないものに該当するか

輸入検査に関して、『法』第 22 条で次のように規定されています。

（輸入検査）

法 第 22 条　高圧ガスの輸入をした者は、輸入した高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準（以下この条において「輸入検査技術基準」という。）に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

一　輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定輸入検査機関」という。）が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二　船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合
三　経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスを輸入する場合
四　前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして、経済産業省令で定める場合

「法」第22条第一項の但し書きに基づき、当協会が指定輸入検査機関として神奈川県知事の指定を受け、高圧ガスの輸入検査を実施するものです。

また、次のものは高圧ガスですが、「法」第22条第1項第二，三及び四号の規定により、輸入に関して法の適用を除外されておりますので、輸入検査は不要です。

① 高圧ガスタンカーによる液化石油ガス（LPG)、液化天然ガス（LNG）等の輸入
② 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバー、エアサスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス
③ 自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス
④ 消火器（自動車と一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込まれているもの(自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又は、その部品に組みこむためのものを含む)に限る。）内の高圧ガス。
⑤ エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス（以下「エアゾール製品等」という。）であって、本邦若しくは外国の検査機関、当該エアゾール製品等の製造者又は当該エアゾール製品等の輸入者が試験成績書を作成したエアゾールであって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が告示に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの。
商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供さない物または個人用貨物(自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む)として税関が適当であると認めたもの。
⑥ 高圧ガスを燃料として使用する車輌に固定された容器（当該車輌の燃料の用に供する高圧ガスを充填したものに限る。）内における高圧ガス
⑦ 航空機用の救命胴衣を膨らませるために使用する不活性ガス

(3) 輸入目的（使用目的）は何か

輸入目的によって高圧ガスの輸入を制限されることはありませんが、国内での用途、取り扱い等に応じて他の法規制を受ける場合がありますので、それらの点についても確認しておく必要があります。

例えば、輸入高圧ガスを消費者に販売する場合、販売所ごとに法第20条の4に規定する販売事業の届出が必要となります。

(4) 輸入高圧ガスは、どのような物性、性状か

輸入ガスの性質（可燃性、毒性、圧縮ガス、液化ガス、温度と圧力等）によっては、貯蔵及び移動時の保安上必要な措置が異なる場合がありますので、事前の確認が必要です。

(5) 輸入高圧ガスは、どのような容器（容器の製造国、規格等）で輸入されるのか

また、消費後の容器へ日本国内で再充てんするのか

輸入高圧ガスを充てんする容器は、日本、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国（イギリス）及びオー

ストラリア連邦の 6 カ国における高圧ガス容器の規格（EU 指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連邦王国が採用する高圧ガス容器の EN 規格又は ISO 規格を含む）に適合するものであることを確認してください。

これらの国以外の規格で製造された容器の場合は、法第 44 条第 4 項の容器検査の基準に適合することが確認できなければなりません。

すなわち、輸入後に容器検査を受ける場合は、抜き取り容器の破壊検査等が必要であり、期間と費用が伴ないますので、前述の 6 カ国の規格に適合する容器で輸入される方が合理的といえます。

また、輸入した高圧ガスを消費した後は、その容器が日本国の高圧ガス容器の規格に適合する容器であって、法第 44 条第 4 項の容器検査を受けた容器である場合を除き、日本国内での再充てんはできませんので、この点にもご注意ください。

(6) 輸入検査までの保税場所は

輸入検査は陸揚地を管轄する都道府県ごとに行っておりますので、陸揚地が神奈川県の場合のみ当協会へ申請してください。

通関までの保税場所は高圧ガスの存置が可能な場所であるか、保税場所の管理者に確認しておいて下さい。

特に、輸入高圧ガスの数量が 3,000 kg（液化ガス）または 300 ㎥（圧縮ガス）以上の場合、概ね 2 時間以上保税上屋等に存置すると、高圧ガスの貯蔵とみなされ、許可又は届出された貯蔵所での保管が必要となります。

また、高圧ガスの安全管理面から、輸入高圧ガスを保税場所で長期間管理することは好ましくなく、陸揚げ後できる限り速やかに輸入検査を済ませて、荷受先へ移動することが望まれます。

従って、輸入高圧ガスは、計画段階から陸揚げ後の保税場所での保管期間を最小限にとどめるように手配をお願い致します。

(7) どのような運送方法で移動するのか

移動に関しては、法に基づく手続きはありませんが、容器により高圧ガスを移動するときは、法第 23 条（移動の基準）により、保安上必要な処置、積載方法及び移動方法について規定されていますので、運送事業者等に対し、遵守するよう周知徹底しておいて下さい。

(8) 陸揚げから移動までの間の管理はどのようにするのか

輸入者は、輸入高圧ガス（特に可燃性、毒性の高いガス）容器からのガス漏れがないように、輸出元に、出荷時のガス漏れ点検について周知徹底を図っておいてください。

また、万が一、陸揚げ後にガス漏れ等の異常が発見された場合は、直ちに応援を求めることができるように、緊急連絡先事業所を確認しておいてください。

さらに、きわめて毒性の高い特殊高圧ガスについては、輸入者は、専門の担当者を派遣して、あらかじめガス漏れ点検を実施したうえで輸入検査に立会うよう手配してください。

４．輸入検査申請手続き及び検査要領等について

輸入検査の手順及び実施事項の流れを示します。

輸入検査の手順	実　施　事　項
高圧ガスの陸揚げ ↓	(1) 陸揚げされることの確認 県内に陸揚げされることと、一定量以上を 2 時間以上存置する場合は法に定める「高圧ガス貯蔵所」に保管できることを確認してください。
輸入検査申請 正・副２部 ※　１部はその場で受理印を押印して返却します。 ※※申請書、添付書類に不備がありますと、受理できないことがありますのでご注意願います。 ↓	(2) 申請書等の提出(次の書類を、2 部提出してください。) ①「輸入検査申請書」(別添様式) ②「輸入高圧ガス明細書」(別添様式) ③ 充填証明書（写し可） ④ 分析証明書（写し可） ⑤ 容器証明書、容器成績書又は刻印の拓本（写し可） ⑥ 船荷証券（B／L）(写し可) ⑦ インボイス（商業送り状）又はパッキングリスト（写し可） ⑧「指定輸入検査機関輸入検査受検届書」(別添様式) ⑨ 検査手数料（現金または手数料の振込を証する控又は写し）
輸　入　検　査 ※　輸入検査申請者の立会い及び容器等の刻印、本数が確認できるように準備願います。 ↓	(3) 輸入検査の実施 検査日は、原則として申請書受理日の翌日以降の指定日（平日）とし、次の事項を確認します。 ① 申請書類等の記載内容と相違ないこと ② 容器に漏れ、破損等異常がないこと ③ 容器等の刻印、本数の確認 ④ 合格の場合、検査申請書（正）（副）に確認印を押印
輸入検査合格証の発行･手交 ↓	(4) 輸入検査合格証の交付 検査に合格した場合は、原則として検査当日又は翌日以降「輸入検査合格証」を発行し、手交します。
通　　関 ↓	(5) 通関手続き 関税法第 70 条第 1 項の税関への証明は、「輸入検査合格証」を提示することにより行われます。
「輸入検査受検届書」 提出 ↓	(6) 指定輸入検査機関輸入検査受検届書の提出 原則として当協会が**横浜市・川崎市**へ提出いたします。
移　　動	(7) 移動 「輸入検査合格証」を取得することで移動（搬出）が可能になります。

(1) 輸入検査の申請手続き

神奈川県内（**横浜市・川崎市**）に陸揚げされることを確認し、検査を受けようとする日の７日前までに申請をお願いします。

① 輸入検査申請書等は、別添様式としてください。

申請者は、代表権のある方（代表取締役）です。代表権のある方以外の方が申請する場合（例えば支店長、部長等）は、委任状が必要です。

② 高圧ガスを輸入するときは、その都度申請してください。ただし、複数の種類の高圧ガスを同一船舶等に積載して輸入する場合は、1件の申請として提出することができます。（B／L が１本の場合）

③ 申請書には、添付書類として次の書類を添付して、2部提出してください。

ア　輸入高圧ガス明細書
イ　充填証明書（写し可）
ウ　分析証明書（写し可）
エ　容器証明書、容器成績書又は刻印の拓本（写し可）
オ　B／L（船荷証券）（写し可）
カ　インボイス（商業送り状）又はパッキングリスト（写し可）
キ　その他、当協会が必要と判断した書類等

これらの添付書類の詳細については、「５．輸入検査申請書等の作成要領について」を参照してください。

輸入検査申請書、輸入高圧ガス明細書の記載内容が添付書類と相違なく、かつ、手数料が振込まれたことを確認し、申請書を受理いたします。

④ 輸入検査手数料の納入

輸入された高圧ガスの容積又は質量により手数料が異なります。

手数料は、原則として振込みとし、申請時に手数料の振込を証する控え又は写しを申請書に貼付してください。

また、申請書受理後は、手数料は原則として返還いたしません。

手数料表　（平成17年4月1日施行）

高圧ガス容積又は質量	手 数 料
圧縮ガス　1,000 Nm³ 以上 液化ガス　10,000 kg 以上	２７，０００円
圧縮ガス　300 Nm³ 以上　1,000 Nm³ 未満 液化ガス　3,000 kg 以上　10,000 kg 未満	２１，０００円
圧縮ガス　300 Nm³ 未満 液化ガス　3,000 kg 未満	１３，０００円

＊）液化ガスの場合は、10kg を１Nm³として換算します。

例）液化炭酸ガス５ｔを輸入した場合、

５ｔ＝ 5,000 kg ＝ 500 Nm³　　従って、検査手数料は 21,000 円となります。

◎ 輸入検査手数料振込先

銀　行　名　：　スルガ銀行　横浜支店
口座番号　　：　普通口座　Ｎｏ．１２１９２４１
振込先名称　：　一般社団法人　神奈川県高圧ガス保安協会
シャ）カナガワケンコウアツガスホアンキョウカイ

(2) 輸入検査要領

① 検査日は、原則として申請書受理日の翌日以降の指定日（平日）といたします。
② 内容物確認試験及び容器安全度試験については、添付書類で確認いたします。
陸揚地では、申請書添付書類と容器番号等刻印との照合、容器外観検査、容器本数を確認します。
③ 検査実施時には、「副本」を持参し、輸入申請者又は代行者が立ち会ってください。
④ 検査に合格すると、検査当日又は翌日以降「輸入検査合格証」を発行します。
⑤ 「輸入検査合格証」に検査員の確認印が押印されていることで移動が可能になります。
⑥ 輸入申請者は、合格後「指定輸入検査機関輸入検査受検届書」を県知事に提出しなければなりませんが、当協会で輸入検査申請時にお預かりし、検査合格後速やかに提出します。

(3) 輸入検査時の注意事項

① 陸揚げ後、高圧ガスの種類・数量等に申請書と異なることが判明した場合
輸入検査では、輸入高圧ガス申請書等と相違ないことを確認いたしますので、もし受検前に数量等に相違があることが判明した場合は、直ちに当協会へご連絡願います。
② 輸入高圧ガスの事前チェック
当該ガスが陸揚げされたら、漏れ等異常のないことを確認した後、輸入高圧ガス数量（容器本数等）を確認してください。
もしガス漏れ等の異常が発見された場合は、直ちにガス漏れを止める等必要な処置を講じてください。そして、その旨を検査員に申し出てください。
なお、ガス漏れが止まらない等危険な状態の場合は、直ちに周囲に危険を知らせ、緊急連絡先事業所に応援を求めるとともに、**神奈川県安全防災局工業保安課及び横浜市消防局・川崎市消防局又は当協会**に連絡し、指示を受けてください。
③ 受験前の準備
容器の本数確認・外観検査等が、正確で容易に実施できるように準備してください。

５．輸入検査申請書等の作成要領について

(1) 輸入検査申請書の作成（一般則：様式第 27 の場合）

<table>
<tr><td rowspan="3">輸 入 検 査 申 請 書</td><td rowspan="3">一般</td><td>×整　理　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>×検　査　結　果</td><td></td></tr>
<tr><td>×受 理 年 月 日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3">・法人の場合は法人名
・個人の場合は個人名</td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3">・法人の場合は登記上の本社の所在地
・個人の場合は住所</td></tr>
<tr><td>高圧ガスの種類及び数量</td><td colspan="3">・各ガスの名称ごとに総数量（圧縮ガスの場合は０℃，０Paｹﾞｰｼﾞにおける容積（Nm³）に換算，液化ガスの場合は質量（kg））と容器の本数を記入</td></tr>
<tr><td>陸揚地及び陸揚年月日</td><td colspan="3">・陸揚地住所を記載
例：横浜港本牧埠頭ＢＣ－１
横浜市中区本牧ふ頭１－１９５　△ｺﾝﾃﾅﾀｰﾐﾅﾙ㈱
・陸揚年月日は、船舶の入港日</td></tr>
<tr><td>貯 蔵 又 は 保 管 場 所</td><td colspan="3">・貯蔵・保管場所（検査場所）住所・会社名を記載
例：横浜市鶴見区大黒町〇〇　□□（株）
・法に基づき設置された高圧ガス貯蔵所に保管されていること</td></tr>
</table>

年　　月　　日 ⇐ ・申請書を当協会に提出した日

住　　所

名　　称

代表者　氏　　名

代理者　氏　　名

・法人の場合は代表権を持つ者（代表取締役等）、個人の場合は本人の氏名、それぞれ代表者の印（丸印）、本人の印を押印
・会社名、所在地
・なお、委任状の場合は、被委任者（代理人）の氏名及び押印

一般社団法人　神奈川県高圧ガス保安協会　殿

(2) 輸入高圧ガス明細書の記載要領（一般則：様式第 27 の 2 の場合）

・輸入高圧ガス明細書は、ガスの種類ごとに作成してください。

記　入　欄	記　載　事　項
製　品　名	・化学名（化学式名）に高圧ガスの状態を示す言葉（液化又は圧縮）を付す 例：圧縮ネオン，液化フルオロカーボン２２等
使　用　目　的	・具体的に 例：半導体産業向け販売，自社工場で原料として使用､冷媒用等
高圧ガスの圧力	・充てん圧力を MPa で換算し、そのときの温度（℃）を付す。 ・圧縮ガスについては 35℃のときの圧力
高圧ガスの成分	・有効数字小数点 1 桁まで（単位%） ・人為的に混入した場合には数量に係らず全て記載
高圧ガスの数量	・容器 1 本ごとの数量（圧縮ガスは 0℃、0 PaG における容積（単位ｍ^3）を、液化ガスの場合は質量（単位 kg））を記載 ・容器の本数及び総数量 なお、総数量が申請書の「高圧ガスの種類及び数量」欄の総数量と同じであること ・記入する単位は kg，l（ガス量は ｍ^3）・MPa で、他の単位の場合は換算式を添付すること
充てん事業所	・当該高圧ガスを充てんした事業所の名称、所在地
容器の規格名	・当該容器がいずれの国のいずれの法規に基づいて製造されたか （ 例：アメリカ DOT、高圧ガス保安法 ）
規　格　番　号	・具体的に（ 例：DOT　3AA2400 、容器保安規則）
容器記号・番号	・全ての容器について､当該容器の記号・番号又は運用番号（コンテナ容器の場合）を記載 （ 容器数が多い場合は別紙使用 ）
耐圧試験圧力	・原則として当該容器の耐圧試験圧力の規格値又は実施耐圧試験圧力を単位 MPa で記載
最高充てん圧力	・当該容器の製造規格における最高充てん圧力を MPa で記載
内　容　積	・原則として当該容器の内容積の規格値
容器製造所	・当該容器を製造した事業所の名称及び所在地
連　絡　先	・申請者が法人の場合は担当者名及び部署名称、個人の場合は本人の連絡先（所在地，電話番号）
代行手続者	・代行者がいる場合は、代行者の連絡先（氏名、所属名称、部署、電話番号等）

(3) 添付書類の記載要領

輸入検査申請書及び輸入高圧ガス明細書の記入事項を客観的に証明するために、添付書類が必要になります。申請書に下記のものを添付してください。

① 船荷証券（B／L)、荷送り状（インボイス）又はパッキングリスト（写し可）

ア　陸揚地が確認できること

イ　輸入届出者（購入者）が確認できること

ウ　高圧ガス名、数量が確認できること

② 充填証明書（写し可）

ア　充填ガス名、数量、圧力、温度及び容器記号・番号（コンテナの場合はコンテナ番号）が記載されていること

イ　充填事業所が明記されており、充填した事業所の責任者の印又はサインが確認できること

ウ　充填年月日が記載されていること

③ 分析証明書（写し可）

ア　主成分の純度が記載されていること

イ　小数点１桁以上（単位%）の不純物は全て記載されていること

ウ　人為的に混入されたガスについては全て記載されていること

エ　明細書に記載してある容器に充てんされたガスについて記載されていること

オ　分析責任者の印又はサインがあること（サインがないと正式の証明書とは見なせませんので注意してください。）

カ　分析年月日が記載されていること

④ 容器証明書等（写し可）

ア　公的機関又はそれに準ずる機関が発行した容器証明書等（発行所の印、責任者のサインがあるもの）であること。ただし、使い捨て容器については、メーカー等が発行する成績書をもってこれに代えることができます。

イ　容器の規格が確認できるものであること

ウ　当該容器の容器記号・番号がすべて確認できるものであること

エ　容器の安全度試験について記載されていること

オ　容器証明書が制度上発行されない場合で、充てんガス名、容器内容積、最高充てん圧力、耐圧試験圧力及び耐圧試験年月日等必要事項が容器自身に刻印されているものについては､当該刻印の拓本をもって容器証明書に代えることができます（日本で容器検査を行った容器を輸出して、外国でガスを充てん後日本国内へ輸入する場合は、上記の項目が記載されている容器証明書)。

⑤その他の必要な書類等について

ア　液化ガスを輸入する場合であって、当該ガスが充てんされている容器が低温容器及び超低温容器のときは、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位 kg／ℓ、それ以外の 500 ℓ以下の容器に充てんされているときは 48℃における比重、500ℓを越える容器のときは 55℃における比重が確認できる書類を提出してください。

イ　輸入されるガスの物性データ（ＳＤＳ等）を提出してください。

ウ　容器の規格を提出してください。

⑥ その他の注意事項

ア　添付書類には見出しを付けてください。

イ　添付書類のうち「輸入検査申請書」「輸入高圧ガス明細書」に記載した事項、数値等にはマーキングをしてください。

ウ　字のにじみ、つぶれ等判読不能なものは事前に確認しておいてください。

エ　証明書、容器の規格、物性等難解と思われる部分については、内容が確認できるものを提示してください。

(4) 指定輸入検査機関輸入検査受検届書

検査完了後**陸揚げ地を管轄する政令指定市（横浜市・川崎市）長**（市消防局経由）へ提出する資料です。

そのため申請時は「**輸入検査合格証の検査番号**」、「**検査を受けた年月日**」、および「**年月日**」の３項目は、<u>**未記入**</u>で提出してください。

６．輸入に係る高圧ガス保安法上のその他の規制について

高圧ガスの輸入にあたっては、輸入検査以外にも保安上遵守すべき事項として、主に次の３点があげられます。

これらの手続き等に関しては、神奈川県・横浜市・川崎市が所管しておりますので、詳細については「※高圧ガスの輸入に当たっての問い合わせ先（2 ページ参照）」の関係各所にお問い合わせください。

(1) 貯蔵

高圧ガスの貯蔵については、**法第 15 条、16 条、17 条の 2** に定められています。

陸揚げされた高圧ガスは、輸入検査に合格するまでは当該陸揚地から移動することはできません。陸揚地内で、一定量以上の高圧ガスを概ね 2 時間以上貯蔵する場合は、許可または届出がされている適法な高圧ガス貯蔵所に貯蔵しなければなりません。

また、輸入検査もこの適法な高圧ガス貯蔵所でのみ実施します。違法な貯蔵状態での輸入検査は行いませんのでご注意願います。

(2) 移動

高圧ガスの移動については、**法第 23 条**に定められています。

高圧ガスを移動するには、その容器について保安上必要な措置を講ずること、並びに車輌により移動するには、その積載方法及び移動方法について法で定める技術上の基準に従わなければなりません。

高圧ガスの種類により、携行する保護具、資材等が異なります。

さらに、ガスの性状等注意事項や緊急連絡先を記載した書面（通称「イエローカード」）を携行する必要があります。

(3) 販売

高圧ガスの販売については、**法第 20 条の 4～7** に定められています。

輸入後、国内で当該高圧ガスを販売する場合は、原則として販売事業の届出が必要ですから、あらかじめ所轄している都道府県知事に『高圧ガス販売事業届書』を提出してください。

７．その他

(1) 輸入高圧ガスの置場について

高圧ガスを貯蔵する場合、「高圧ガス保安法」により、貯蔵場所が制限されています。
輸入高圧ガスを置く場合は、必ず次の基準に適合するように貯蔵してください。

<table>
<tr><th colspan="2">貯蔵量</th><th colspan="2">基　　準</th></tr>
<tr><td>液化ガス三〇〇〇kg以上</td><td>圧縮ガス三〇〇m^3以上※</td><td colspan="2">高圧ガスの種類、容積に応じてあらかじめ県の許可をとった「第一種貯蔵所」あるいは、あらかじめ県に届け出た「第二種貯蔵所」においてしなければなりません。（※※）
（２ヶ所以上に分けて置く場合でも、２２．５ｍ以内にある場合、は合算となります。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">液化ガス三〇〇〇kg未満</td><td rowspan="2">圧縮ガス三〇〇m^3未満</td><td>全てのガス</td><td>・容器は４０℃以上となる場所に置かない。
（夏、直射日光の当たるところに置かない）
・容器には、転落転倒を防止する措置をし、粗暴な取り扱いをしない。
（容器が倒れないようにロープがけ等を行い、バルブにキャップをかぶせる。）
・液化ガス容器は立てて置く。
・容器置場の周囲２ｍ以内には、火気または引火性、発火性のものがないこと。</td></tr>
<tr><td>可燃性及び毒性ガス</td><td>・容器は通風の良いところに置く。
（一般の倉庫内には置けません。）
・可燃性ガス、毒性ガス、酸素ガスは、それぞれ区分して置く。
・特殊高圧ガスの容器置場には、除害の措置を講ずること。</td></tr>
</table>

※(1) 貯蔵量（m^3）は、０℃、０Ｐａに換算した量
(2) 圧縮ガスと液化ガスの両方がある場合は、液化ガス 10 kgを１m^3として換算する。
※※〈第一種貯蔵所〉
① ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）又は空気（以下「第一種ガス」という。）を３，０００m^3以上貯蔵するとき.
② 第一種ガス以外のガスを１，０００m^3以上貯蔵するとき
〈第二種貯蔵所〉
容積３００m^3以上の高圧ガスを貯蔵するとき（上記①②は除く。）

(2) 特殊高圧ガス等の輸入について

特殊高圧ガス、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素及び四フッ化ケイ素（以下「特殊高圧ガス等」という）の充てん量は、次のとおりです。なお、**最大充てん量**は、充てんする容器の内容積１リットルあたりの特殊高圧ガス等の最大質量（キログラム）で示すものです。

ガス名	G`＝最大充填量（kg／ﾘｯﾄﾙ）
	Ｇ’ ＝Ｃ’ × Ｖ’（容器の内容積）
特殊高圧ガス	Ｃ’ 値
アルシン	０．４１６
ジシラン	０．４０１
ジボラン	０．０６９９
セレン化水素	０．２４４
ホスフィン	０．２０７
モノゲルマン	０．０８７７
モノシラン	０．２５７
三フッ化窒素	０．５２０
三フッ化ホウ素	０．５１５
四フッ化ケイ素	０．７８１

ガス名	最高充填圧力（ＭＰａ）
混合ガス	温度３５℃において１４．７ＭＰａ以下であって、かつ、１０２．５℃において１９．６ＭＰａ以下

（注１） この充てん量は、１０２．５℃で作動する溶栓が装着された最高充填圧力１４．７ＭＰａの容器に充填する場合の最大充てん量を示したものです。当該容器以外の容器に充てんする場合にあっては、これらの最高充填圧力を勘案の上、最大充填量を決定してください。

（注２） 混合ガスの充填に当たっては、表に規定する最高充填圧力の範囲内であって、成分が液化しないようにしてください。

⑶ 高圧ガスの運送（移動）について

高圧ガスの運送は、高圧ガス保安法により種々の規制があります。輸入高圧ガスを運送する場合は、必ずこの法令の移動の基準に従った方法で行ってください。

なお、高圧ガスの運送関係の法令講習等は、**（公社）神奈川県高圧ガス防災協議会**で実施しておりますので、お問合せください。

⑷ 高圧ガス保安法等高圧ガスに係る情報の収集について

高圧ガス輸入検査関係をはじめ、関係する法改正の最新情報を、より速く収集して、的確に対応することは重要なことです。

弊協会の主要な事業の一つとして『法改正の動向、保安技術情報の開示といった、会員事業所へのサービスの提供』があります。

これらのサービスをご利用していただくために、弊協会の会員に加入していただくことをお薦めします。

８．参考

（１）法令等

１）高圧ガス保安法（抜粋）

（輸入検査）

第二十二条　高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器　につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準（以下この条において「輸入検査技術基準」という。）に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし次に掲げる場合は、この限りでない。

一　輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定輸入検査機関」という。）が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二　船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合

三　経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合

四　前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合

２　協会又は指定輸入検査機関は、前項の輸入検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

３　都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めるときは、当該高圧ガスの輸入をした者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

４　第１項の都道府県知事、協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査の方法は、経済産業省令で定める。

２）　一般高圧ガス保安規則（抜粋）

（輸入検査の申請等）

第四十五条　法第二十二条第一項本文の規定により輸入検査を受けようとする者は、様式第二十七の輸入検査申請書に様式第二十七の二の輸入高圧ガス明細書を添えて、高圧ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

２　前項の輸入高圧ガス明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　高圧ガスの圧力及び成分並びに製造をした事業所の名称及び所在地

二　容器の種類並びに製造所の名称及び所在地

３　都道府県知事は、輸入をした高圧ガス及びその容器が第四十七条の基準に適合していると認めるときは、様式第二十八の輸入検査合格証を交付するものとする。

（一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について　抜粋　第４５条関係）

１．第２項の輸入高圧ガス明細書の記載要領は次の例による。

記載要領

①　「使用目的」は、半導体産業向け販売、自社工場で原料として使用等具体的に記入する。

②　「高圧ガスの圧力」は、充てん圧力をＭＰａ単位で記入し、その時の温度（℃）を記入する。ただし、圧縮ガスについては、３５℃のときの圧力を記入する。

③　「高圧ガスの成分」は、小数点１桁まで記入し、また、人為的に混合した場合には全て記入する。

④　「高圧ガスの数量」は液化ガスにあっては質量（単位 kg）、圧縮ガスにあっては、０℃、０Ｐａにおける容積（単位m^3）を１本ごとに（同じ場合は、○m^3×△本）記入する。

⑤　「充てん事業所」は、最後に当該高圧ガスの充てんを行った事業所の名称及び所在地を記入する。

⑥　「容器規格名」は、当該容器の規格を記入する。
⑦　「容器番号」は、当該容器の番号全てを記入する。
⑧　「内容積」は、当該容器の内容積をできるだけ正確に記入する。

２．様式第２７の２に添付する「高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項について、その内容を証明する書面書類」とは次のもの等をいう。

①　充てん証明書
・充てんガス名、数量、圧力及び容器番号が記載されていること。
・充てん事業所名が明記され、事業所の責任者の印又はサインがあること。

②　容器の成績書、容器証明書又は刻印の拓本
・輸入高圧ガス明細書の容器の種類の各欄に掲げる内容が確認できるものであること。

③　Ｂ／Ｌ（船荷証券）、インボイス（商業送り状）又はパッキングリスト（梱包明細書）の写し
・輸入者が確認できるものであること。
・高圧ガス名、数量が確認できるものであること。

（輸入高圧ガスに係る技術上の基準）

第四十五条の三　法第二十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、経済産業大臣が定める高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格することとする。

（検査を要しない輸入高圧ガス）

第四十六条　法第二十二条第一項第三号の経済産業省令で定める緩衝装置は不活性ガス又は空気を封入したものであって、その作動時における内部のガスの圧力が設計圧力(当該装置を使用することができる最高の圧力として設計された圧力をいう。)を超えない構造であり、かつ、再充てんできない構造であるものとする。

２　法第二十二条第一項第四号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる基準に適合する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスを輸入する場合
イ　毒性ガス以外のガスであって経済産業大臣が定めるものが封入してあること。
ロ　作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。
ハ　再充てんできない構造であること。

二　自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガスを輸入する場合

三　高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充てんするためのものに限る。）内における高圧ガスを輸入する場合

四　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合

五　航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 10 条の規定に適合する容器内における高圧ガス

（一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について　抜粋　第４６条関係）

第１項及び第２項ロ中「作動時における内部のガスの圧力が設計圧力（当該装置を使用することが出来る最高の圧力として設計された圧力をいう。）を超えない構造」には次のものが含まれる。

（１）規則第６条第１項第１９号に規定する安全装置が取り付けられているもの

（２）ピストン式のものであって、ピストンの可動範囲が機械的に限られている等、高圧ガスが封入されている部位の内容積が一定以上に小さくならない構造であるもの。

第２項第１号イ中「空気」には、不活性ガスと酸素を混合したガスであって空気と類似した性質を有するものを含む。

（輸入検査の方法）

第四十七条　法第二十二条第四項の経済産業省令で定める輸入検査の方法は、次の表の上欄に掲げる検査項目に応じ、同表の下欄に掲げる方法とする。

検　査　項　目	輸 入 検 査 の 方 法
1　第四十五条の三に規定　する高圧ガスに関する内容物確認試験	1　輸入をした高圧ガスの圧力、成分等を、分析、記録等により検査する。
2　第四十五条の三に規定　する容器に関する安全度試験	2　輸入をした高圧ガスの容器の安全度を、法第四十四条第一項の容器検査の方法、記録等により検査する。

（一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について　抜粋　第４７条関係）

エアバッグガス発生器製造業者が事前に本基準について特別認可を受けた自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガスを自動車販売業者等が輸入する場合、当該高圧ガスに係る特別認可の写し及び当該輸入高圧ガスの内容物と容器の仕様の概要を記載した書面を添付したものにあっては、本条に規定する高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験に合格したものとみなす。

「内容物確認試験」とは、内容物を採取しての定性分析等又は充てん所若しくは検査機関の発行した充てん証明書等により告示で定める内容物確認試験の事項について確認することをいう。

3）製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（改正：平成 26 年 9 月 17 日告示第 189 号）

（輸入高圧ガスに関する内容物確認試験等の基準）

第十二条の十六　液化石油ガス保安規則第四十六条、一般高圧ガス保安規則　第四十七条及び冷凍保安規則第三十二条の経済産業大臣が定める高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験は、次に掲げるものとする。

一　高圧ガスに関する内容物確認試験

イ　高圧ガスは、次に掲げるガスでないことを確認すること。

（イ）可燃性ガス（アセチレン、エチレン及び水素を除く。以下この号において同じ。）中の酸素の容量が全容量の四パーセント以上のもの

（ロ）酸素中の可燃性ガスの容量が全容量の四パーセント以上のもの

（ハ）アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の二パーセント以上のもの

（ニ）酸素中のアセチレン、エチレン又は水素の容量の合計が全容量の二パーセント以上のもの

ロ　内容物が輸入高圧ガス検査申請書に記載された内容と同一であることを確認すること。

ハ　圧縮ガス（アセチレンを除く。）にあってはそのガスの圧力が充てんされた容器の刻印等において示された耐圧試験圧力の五分の三（再充てん禁止容器にあっては、五分の四）以下の圧力であり、液化ガスにあってはその質量が容器保安規則第二十二条の規定により計算した質量以下のものであることを確認すること。

ニ　可燃性ガス及び毒性ガスにあっては、再充てん禁止容器に充てんされていないことを確認すること。

ホ　アセチレンにあっては、アセトン又はジメチルホルムアミドを浸潤させた多孔質物を詰めてある容器に充てんされ、かつ、温度十五度においてその圧力が一・五メガパスカル以下

のものであることを確認すること。

へ　シアン化水素にあっては、純度九十八パーセント以上のものに、安定剤を添加したものであることを確認すること。

ト　酸化エチレンにあっては、その充てんされた容器に、温度四十五度において当該容器の内部のガスの圧力が〇・四メガパスカル以上になるよう窒素ガス又は炭酸ガスが充てんされていることを確認すること。

チ　エアゾールにあっては、次に掲げる基準に適合することを確認すること。

（イ）エアゾール（殺虫剤の用に供するものを除く。）には、毒性ガスが使用されていないこと。

（ロ）人体に使用するエアゾール（第十一条に掲げるものを除く。）の噴射剤である高圧ガスは、可燃性ガス（第十一条の二に掲げるものを除く。）でないこと。

（ハ）次に掲げる基準に適合する容器に充てんされていること。

①　内容積が百立方センチメートルを超える容器は、その材料に鋼又は軽金属を使用したものであること。

②　金属製の容器にあっては、内容物による腐食を防止するための措置を講じたものであり、ガラス製の容器にあっては合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものであること。

③　温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力で変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力で破裂しないものであること。ただし、圧力一・三メガパスカルで変形せず、かつ、圧力一・五メガパスカルで破裂しないものにあっては、この限りでない。

④　エアゾール又はその他の用途に使用されたことのないものであること。

⑤　使用中噴射剤が噴出しない構造の容器にあっては、使用後当該噴射剤である高圧ガスを当該容器から容易に排出することができる構造のものであること。

⑥　温水試験槽でエアゾールの温度を四十八度にしたときに、当該エアゾールが漏えいしないものであること。

⑦　容器の外面には、エアゾールを製造した者の名称又は記号、製造番号及び取扱い時に注意すべき事項（使用中噴射剤が噴出しない構造の容器にあっては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出す。

るときに注意すべき事項を含む。）が明示されていること。

（ニ）温度三十五度において容器の内圧が〇・八メガパスカル以下であり、かつ、エアゾールの容量が容器の内容積の九十パーセント以下であること。

二　容器に関する安全度試験

法第四十四条第四項の容器検査における容器の規格又はこれと同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを確認すること。

（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について　抜粋　第１２条の１６関係）

第２号中「これと同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを確認すること」とは、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦の高圧ガス容器の規格に適合するものであることをいう。

※　再充てん禁止容器については、その規格に基づく耐圧試験又は破裂試験の成績書を添付してください。

（容器保安規則の運用及び解釈について　抜粋　第２２条関係）

特殊高圧ガス、三ふっ化窒素、三ふっ化ホウ素及び四ふっ化ケイ素（以下「特殊高圧ガス等」という。）の充てん量は、次の通りとする。なお、最大充てん量は、充てんする容器の内容積１リットルあたりの特殊高圧ガス等の最大質量（キログラム）で示すものである。

ガス名	Ｇ’ ＝最大充てん量（kg/L）
特殊高圧ガス	Ｃ’ 値
アルシン	０．４１６
ジシラン	０．４０１
ジボラン	０．０６９９
セレン化水素	０．２４４
ホスフィン	０．２０７
モノゲルマン	０．０８７７
モノシラン	０．２５７
三ふっ化窒素	０．５２０
三ふっ化ホウ素	０．５１５
四ふっ化ケイ素	０．７８１

Ｇ’ ＝Ｃ’ × Ｖ’（容器の内容積）

ガス名	最大充てん圧力
混合ガス	温度３５度において１４．７MPa以下であって、かつ、１０２．５度において１９．６MPa以下

注１）この充てん量は、１０２．５度で作動する溶栓が装着された最高充てん圧力１４．７MPaの容器に充てんする場合の最大充てん量を示したものである。当該容器以外の容器に充てんする場合にあっては、これらの最高充てん圧力を勘案の上、最大充てん量を決定すること。

２）特殊高圧ガス等を輸入しようとする場合、最大充てん量を超えた流通実績のあるものについてはこの限りではない。ただし、この場合においては、下記の『輸入における移動時等の注意事項』を遵守すること。

３）混合ガスの充てんにあたっては、表に規定する最大充てん圧力の範囲内であって、成分が液化しないようにすること。

『輸入における移動時等の注意事項』

輸入した特殊高圧ガス等を当該ガスの陸揚地から当該ガスを規定の充てん量以下の量とするための事業所(特殊高圧ガス等に係る高圧ガス製造事業所に限る。)までの移動にあっては、以下の規定によるものとする。

① 積込み時、到着時ごとに漏洩のないことを適切な漏洩検知器等で確認すること。また、運行途中においても、適宜同様の措置を行うこと。

② 載量の多少にかかわらず、２名の移動監視者を乗務させること。この場合、その両者は当該ガスの諸性質及び保安防災面での取扱い方法を熟知した者であること。

③ 一般高圧ガス保安規則第５０条第１０号に規定する車両により行い、かつ、当該ガス以外の容器は積載しないこと。

④ あらかじめ定めた経路のみを移動し、食事その他やむを得ない場合を除き、他所への立寄りはしないこと。

（２）高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（通達）（改 正 20161025 商局第６号 平成 28 年 11 月 1 日）

１．高圧ガス保安法の適用除外となる輸入高圧ガスの範囲

１）高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下「法」という。）では、高圧 ガスが封入されていない容器、機器類の輸入については、輸入に際して法の適用を受 けることはない。

高圧ガスの定義は法２条のとおりであり、圧縮ガスの場合であれば １メガパスカル未満である圧縮ガスは高圧ガスではない。

法第３条第８号の規定により災害の発生のおそれのない高圧ガスとして、高圧ガ ス保安法施行令（平成９年政令第２０号）により定められたものは法の適用除外となる。

具体的には、ガス量が０．１５立方メートル以下のもののうち、高圧ガス保安法 施行令関係告示（平成９年通商産業省告示第１３９号。以下「政令関係告示」という。）第４条の２第２号に規定するエアバッグ内の高圧ガスである。 当該高圧ガスを輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、自ら、政令関 係告示の規定（以下「高圧法適用除外要件」という。）に合致していることを確認し なければならない。 なお、エアバッグとは、自動車用、着衣型エアバッグ、救命胴衣、電動車いす等に 装着して使用するエアバッグ等をいう。

２）エアバッグガス発生器に係る高圧法適用除外要件は次のとおりである。

（なお、２．②に規定する自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガスは除く。）

① 内容積が１００ミリリットルを超える場合

（イ）製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目 を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第２９１号。以下「製造細目告示」 という。）第１２条の１６第１号イに適合する高圧ガスであつて毒性を有し ないものが封入してあること。

（ロ）作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

（ハ）法第４４条第４項の容器検査における容器の規格又は同等以上の検査におけ る容器の規格に適用するものであること。

② 内容積が１００ミリリットル以下の場合は、製造細目告示第１２条の１６第１号 イに適合する高圧ガスであつて毒性ガス以外のものが封入してあること。

２．都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲

（１）一般高圧ガス保安規則（昭和４１年通商産業省令第５３号。以下「一般則」という。）

第４６条（検査を要しない輸入高圧ガス）に規定する機器類内の高圧ガスについては、 第２２条に基づく輸入検査を要しない。この際、下記①～③については輸入者が、自ら 一般則第４６条第１項又は第２項第１号若しくは第２号の規定（以下「輸入検査適用除 外要件」という。）に合致していることを確認したものであること。

① 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバー、エア・サスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス（以下「緩衝装置」という。）、

② 封入ガス量が０．１５立法メートルを超える自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス（以下「自動車用大型エアバッグガス発生器」という。）

③　消火器（自動車と一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込まれているもの（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組 み込むためのものを含む。）に限る。）内の高圧ガス（以下「消火器」という。）、

④　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「相互承認水素自動車燃料用容 器」という。）内の高圧ガス。

⑤　航空法（昭和２７年法律第２３１号）第１０条の規定に適合する容器（以下「航空法容器」という。）内の高圧ガス。

なお、一般則第４６条第２項第５号に該当する 航空法容器は、航空機用消火器等であり、装備品、交換品として航空機又はその部 品に搭載されるためのものである。

航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第 １項の航空機内における高圧ガスについては、法第３条第５号により同法の適用を 受けない。

また、航空機用の救命胴衣は、１．のとおり高圧ガス保安法の適用除外 となるエアバッグに該当するため、一般則４６条第２項第５号の対象ではない。

（２）上記（１）①～⑤の高圧ガスのうち、商品見本、当該商品の性能試験を行うための試 験品等の販売の用に供さないもの又は個人用貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれ に準ずる場合を含む。以下「販売の用に供さないもの又は個人用貨物」という。）。

３．通関の際の取扱い

税関においては、上記の高圧ガスが輸入される場合は、輸入者が提出した確認証明書の「判定」欄に「不適合」である項目がないことを確認した上、通関を認めます。

なお、椅子等の製品に組み込まれている緩衝装置が輸入される場合は、現に適用除外の要件に適合しているものと考えられ、また、確認証明書の作成は事実上困難であると考えられるので、確認証明書の提出は不要です。

（３）高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて

1）適用除外とみなす貨物の範囲

エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充てんされている高圧ガスを輸入しようとする場合は、以下の要件に合致しているエアゾール製品等であれば高圧ガス保安法の適用が除外されます。

①　本邦若しくは外国の検査機関、当該エアゾール製品等の製造者（当該者の検査員を含む。）又は輸入者が、次表の区分により様式第１（平成９．３．２７　立局第２号通知）～３の試験成績書を作成したエアゾール製品等であって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が告示に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの

②　商品見本等販売の用に供さないもの又は個人用貨物として税関が適当と認めたもの

試験成績書の様式

内容積３０cm^{3}以下の容器に充てんされた液化ガス	様式第 １ (平成９．３．２７　立局第２号通知)
ﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ12、１３４ａ	様式第 ２ (平成９．３．２７　立局第２号通知)
エアゾール容器等	様式第 ３ (平成９．３．２７　立局第２号通知)

2）通関の際の取扱い

税関においては、上記のエアゾール製品等の通関に際しては、輸入者が告示に定める要件に合致していることの確認を行った成績書が添付されていること及び試験結果の「判定」の欄に「不適合」である項目がないことを確認のうえ通関を認めます。

また、税関において当該エアゾール製品等の輸入許可を行う場合には、成績書が提出された旨を確認する税関の印を押捺し、輸入者に交付します。

3）輸入者等の事務

成績書の作成に際しては、検査を行った者（検査を行った輸入者を含む）が別紙１の「試験結果等の記入方法」に従って試験結果等を記入した後、輸入者が別紙２の「試験結果の判定基準」に従って、政令第２条第３項第８号及び告示第４条の各号の基準に適合していることを確認した上で「輸入者確認欄」を記入してください。

なお、成績書中の「可燃性ガス」及び「毒性ガス」の定義は別紙３によることとします。

（参考様式第１）

（２０１４１２１７　商局第１号通知）

緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書

品　　名		型　式	
項　　目	輸入する緩衝装置の概要	適用除外要件	判　定
用　　途		圧力、荷重等の変動の吸収・緩和、荷重の支持又は蓄圧用	
ガ　ス　名		不活性ガス又は圧縮空気	
圧力制御方法		設計圧力を超えない構造	
設計圧力での安全性確認			
再充填構造		再充填出来ない構造	

本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第４６条（検査を要しない輸入高圧ガス）第１項に定められた基準に適合していることを確認致します。

（確認年月日）

（輸入者の氏名又は名称）　　㊞

（同住所、電話番号）

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

(注)「判定」欄は、適用除外の要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

（参考様式第２）

（２０１４１２１７　商局第１号通知）

<table>
<tr><td colspan="4">自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書</td></tr>
<tr><td>品　　名</td><td></td><td>型　式</td><td></td></tr>
<tr><td>項　　目</td><td>輸入するガス発生器の概要</td><td colspan="2">適用除外要件</td><td>判　定</td></tr>
<tr><td>充填ガス名</td><td></td><td colspan="2">（イ）可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く。)中の酸素の容量が全容量の４％未満。
（ロ）酸素中の可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く)の容量が全容量の４％未満。
（ハ）アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の２％未満。
（ニ）酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の2%未満。
（ホ）一般高圧ガス保安規則第２条第二項に規定される毒性ガスではない。</td><td></td></tr>
<tr><td>充填圧力</td><td></td><td colspan="2" rowspan="3">作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造</td><td></td></tr>
<tr><td>容器の設計圧力（破裂板の破裂圧力）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>作動圧力</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>再充填構造</td><td></td><td colspan="2">再充填できない構 造</td><td></td></tr>
<tr><td>容器の基準と同等の規格</td><td></td><td colspan="2">自動車用エアバックガス発生器にかかる米国ＤＯＴ基準、ＥＮ規格又はＩＳＯ規格に適合していること。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第４６条（検査を要しない輸入高圧ガス）第２項第１号に定められた基準に適合していることを確認します。

（確認年月日）
（輸入者の氏名又は名称）　㊞
（同住所、電話番号）</td></tr>
</table>

(備考)この用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とすること。

（注）①「判定」欄は、適用除外の要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

②充填ガス名の適用除外要件は（イ）～（ホ）をすべて満たすこと。

③自動車用エアバックガス発生器にかかる米国ＤＯＴ基準、ＥＮ規格又はＩＳＯ規格に適合していることが確認された場合は、充填圧力、容器の設計圧力及び作動圧力については適用除外要件に適合しているものと判定して差し支えない。

（参考様式第３）

（２０１４１２１７商局第１号通知）

<table>
<tr><td colspan="5">自 動 車 用 消 火 器 輸 入 規 制 適 用 除 外 確 認 証 明 書</td></tr>
<tr><td>品　　名</td><td colspan="2"></td><td>型　式</td><td></td></tr>
<tr><td>項　　目</td><td colspan="2">輸入する消火器の概要</td><td colspan="2">適用除外要件</td><td>判　定</td></tr>
<tr><td>用　　途</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">自動車と一体として設計され、かつ、自動車用部品に組み込まれている消火器（自動車に設置される消火器及び当該消火器の交換品として自動車又その部品に組みこむためのものを含む。）</td><td></td></tr>
<tr><td>充てんガス名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">不活性ガス</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第４６条（検査を要しない輸入高圧ガス）第２項第２号に定められた基準に適合していることを確認致します。

（確認年月日）
（輸入者の氏名又は名称）　　㊞
（同住所、電話番号）</td></tr>
</table>

(備考)この用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする

（注）「判定」欄は、適用除外の用件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

（様式第１）　　（平成９．３．２７　立局第２号通知）

試験成績書　（告示第４条第１号に係るもの）

商　品　名		原　産　地	
販売時の商品名		製　造　業　者	
用　途		試験依頼者	
容器の仕様	直径　　ｃｍ （胴板の長さと同じ） 高さ　　cm		

試験項目	記号	試験結果	判定
35℃における蒸気圧又は容器内圧	A	ゲージ圧力　　MPa	
容器の内容積	B	cm^3	
高圧ガスの種類	C		
毒性ガスの有無	D	有・無	

検査証明欄

試験の結果、上記のとおり相違ないことを証明する

（試験実施年月日）

（試験実施機関又は担当者名）

輸入者確認欄

本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第２０号）第２条第３項第８号及び平成９年３月経済産業省告示第１３９号高圧ガス保安法施行令関係告示第４条第１号に定められた基準に合致していることを確認致します。

（確認年月日）

（輸入者の氏名又は名称）

（同住所、電話番号）

税関欄
税関印

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（様式第２）

（平成９．３．２７　立局第２号通知）

試験成績書　（告示第４条第２号に係るもの）

商　品　名		原　産　地	
販売時の商品名		製　造　業　者	
用　途		試　験　依　頼　者	
容　器　の　仕　様	直径　　ｃｍ （胴板の長さと同じ） 高さ　　cm		

試験項目			記号	試験結果	判定
高圧ガスの種類			A	フルオロカーボン 12 フルオロカーボン 134a その他	
容器	内容積		B	cm^3	
	材　料		C	鋼，軽金属，その他	
耐圧能力	フルオロカーボン 12	1.8MPa の圧力による容器の変形 2.1MPa の圧力による容器の破裂	D E	有・無 有・無	
	フルオロカーボン 134a	1.9MPa の圧力による容器の変形 2.3MPa の圧力による容器の破裂	F G	有・無 有・無	
容器内容積／充てん質量			H	cm^3/100g	

検　査　証　明　欄

試験の結果、上記のとおり相違ないことを証明する

（試験実施年月日）

（試験実施機関又は担当者名）

輸　入　者　確　認　欄

本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第２０号）第２条第３項第８号及び平成９年３月経済産業省告示第１３９号高圧ガス保安法施行令関係告示第４条第２号に定められた基準に合致していることを確認致します。

なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第４条第２号へ）については、通関後、速やかに表示します。

（確認年月日）

（輸入者の氏名又は名称）

（同住所、電話番号）

税関欄
税関印

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（様式第３）

（平成９．３．２７　立局第２号通知）

試験成績書　（告示第４条第３号に係るもの）

商　品　名		原　産　地	
販売時の商品名		製　造　業　者	
用　途		試　験　依　頼　者	
容器の仕様	直径　　ｃｍ	（胴板の長さと同じ） 高さ　　cm	

試験項目			記号	試験結果	判定
容器	内容積		A	cm^3	
	材料		B	鋼，軽金属，その他	
	二重構造容器における噴射剤の排出機構		C	有・無	
35℃における蒸気圧又は容器内圧			D	ゲージ圧力　　MPa	
耐圧能力	50℃における容器内圧		E	ゲージ圧力　　MPa	
	50℃における容器内圧の 1.5 倍又は 1.3MPa における容器の変形		F	有・無	
	50℃における容器内圧の 1.8 倍又は 1.5MPa における容器の破裂		G	有・無	
高圧ガスの種類			H		
可燃性毒性	毒性ガスの有無		I	無・クロルメチル・その他の毒性ガス	
	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類		J	可燃性ガス以外のガス・LP ガス・DME その他の可燃性ガス	
充てん率	エアゾール	35℃における内容物の体積／容器内容積	K	％	
	エアゾール以外	液化ガスの充てん質量 (LP ガスの場合温度 15℃の場合における比重)	L	g（　　）	
48℃における容器からのガス漏れ			M	有・無	

検査証明欄

試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する

（試験実施年月日）

（試験実施機関又は担当者名）

輸入者確認欄

本製品中のガス(エアゾール製品等)については、高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第２０号）第２条第３項第８号及び平成９年３月経済産業省告示第１３９号高圧ガス保安法施行令関係告示第４条第３号チ、リ及びルに定められた基準に合致していることを確認致します。なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第４条第２号キ、リ及びル）については、通関後、速やかに表示します。

（確認年月日）

(輸入者の氏名又は名称)

（同住所、電話番号）

税関欄
税関印

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（別紙１）

試験結果等の記入方法

１．告示第４条第１号に係るもの

（１）「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。

① 「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を記入する。

② 「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名を記入する。

③ 「用途」欄には、当該製品の用途(例えば「ヘアスプレー」、「ガスライター」、「医薬品(ぜん息薬)」等)を記入する。

（２）「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

① 「Ａ」欄には、検体を３５℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第１位まで測定し、記入する。

ただし、容器内圧の測定が困難な構造のものである場合及び内容物が単一の液化ガス(LP ガスは、ブタンとプロパンの混合ガスであり、含まれない。以下同じ。)の場合には、３５℃における当該ガスの蒸気圧を記入する。

② 「Ｂ」欄には、２０℃下で容器(バルブを含む。)に満たした水の体積を小数第１位まで測定し、記入する。

③ 「Ｃ」欄には、内容物に含まれている高圧ガス(例えば、「LP ガス」等)を全て記入する。また、フルオロカーボン１１、フルオロカーボン１１３、ハロン２４０２は高圧ガスには該当しないが、これらが含まれている場合も「Ｃ」欄に記入する。(例えば、「フルオロカーボン１２／１１」等)

④ 「Ｄ」欄には、毒性の高圧ガスの有無を確認し、当該するものを○で囲む。

（３）判定欄には、別紙２試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。

（４）検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。

① 「試験実施年月日」欄には、当該試験成績書記入年月日を記入する。

② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、当該試験を行った検査機関名、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には試験実施機関の名称及び当該検査員の役職名及びサインを記入する。

２．告示第４条第２号に係るもの

（１）「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。

① 「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を記入する。

② 「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名を記入する。

③ 「用途」欄には、当該製品の用途(例えば、「冷媒ガス」等)を記入する。

（２）「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

① 「Ａ」欄には内容物に含まれている高圧ガスを確認し、該当するものを○で囲む。

② 「Ｂ」欄には、２０℃下で容器(バルブを含む。)に満たした水の体積を小数第１位まで測定し、記入する。

③ 「Ｃ」欄には、該当する材料を○で囲む。

④ 「Ｄ」欄には、容器を 1.8MPa の水圧下に３０秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。

⑤ 「Ｅ」欄には、容器を 2.1MPa の水圧下に５秒間保持し、破裂の有無を確認し該当するものを○で囲む。

⑥ 「Ｆ」欄には、容器を 1.9MPa の水圧下に３０秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するもの

を○で囲む。

⑦　「G」欄には、容器を 2.3MPa の水圧下に５秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。

⑧　「H」欄には、充てん内容質量 100g あたりの容器内容積を計算し、小数第１位まで記入する。

（３）判定欄には、別紙２試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。

（４）検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。

①　「試験実施年月日」欄には、当該試験成績書記入年月日を記入する。

②　「試験実施機関又は担当者名」欄には、当該試験を行った検査機関名、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には試験実施機関の名称及び当該検査員の役職名及びサインを記入する。

３．告示第４条第３号に係るもの

（１）「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。

①　「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を記入する。

②　「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名を記入する。

③　「用途」欄には、当該製品の用途(例えば、「ヘアスプレー」、「殺虫剤」、「ガスライター充てん用」等)を記入する。

（２）「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

①　「A」欄には、２０℃下で容器(バルブを含む。)に満たした水の体積を小数第１位まで測定し、記入する。

②　「B」欄には、当該する材料を○で囲む。

③　「C」欄には、二重構造容器の場合にあっては、噴射剤を当該容器から容易に排出できる機構の有無を確認し、該当するものを○で囲む。二重構造容器以外の場合にあっては、「C」欄には記入しない。

④　「D」欄には、検体を３５℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第１位まで測定し、記入する。なお、内容物が単一の液化ガス又は二重構造容器に充てんされたエアゾールであって噴射剤が単一の液化ガスの場合には、３５℃における当該ガスの蒸気圧を記入する。

⑤　「E」欄には、検体を５０℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を記入する。

⑥　「F」欄には、容器を該当する水圧下に３０秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。

⑦　「G」欄には、容器を該当する水圧下に５秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。

⑧　「H」欄には、内容物に含まれている高圧ガス(例えば、「フルオロカーボン 134a」、「LP ガス」、「DME」、「クロルメチル」、「炭酸ガス」等)を全て記入する。

⑨　「I」欄には、毒性の高圧ガスの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。

⑩　「J」欄には、人体に使用するエアゾール(例えば、ヘアスプレー等の化粧品、制汗剤等の医薬部外品等の直接人体に噴射して使用するもの)の噴射剤である高圧ガスに可燃性ガスを使用していることの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。

⑪　「K」欄には、３５℃における内容物の体積(cm^3)を小数第１位まで測定したものを「A」欄の数値で除した割合(%)を小数第１位まで記入する。

⑫　「L」欄には、液化ガスの充てん質量(ｇ)を小数第１位まで記入する。なお、ガスライター充てん用 LP ガスのような内容物が全て LP ガスの場合には、当該 LP ガスが１５℃時における比重を測定し、小数第３位まで記入する。

⑬　「M」欄には、容器を４８℃に保持したときに容器内のガスが漏れることの有無を確認し、該当するものを○で囲む。

（３）判定欄には、別紙２試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」又は「不適合」

を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。

（４）検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。

① 「試験実施年月日」欄には、当該試験成績書記入年月日を記入する。

② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、当該試験を行った試験機関名、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には試験実施機関の名称及び当該検査員の役職名及びサインを記入する。

３．告示第４条第３号に係るもの

（１）「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。

① 「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を記入する。

② 「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名を記入する。

③ 「用途」欄には、当該製品の用途(例えば、「ヘアスプレー」、「殺虫剤」、「ガスライター充てん用」等)を記入する。

（２）「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

① 「Ａ」欄には、２０℃下で容器(バルブを含む。)に満たした水の体積を小数第１位まで測定し、記入する。

② 「Ｂ」欄には、当該する材料を○で囲む。

③ 「Ｃ」欄には、二重構造容器の場合にあっては、噴射剤を当該容器から容易に排出できる機構の有無を確認し、該当するものを○で囲む。二重構造容器以外の場合にあっては、「Ｃ」欄には記入しない。

④ 「Ｄ」欄には、検体を３５℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第１位まで測定し、記入する。なお、内容物が単一の液化ガス又は二重構造容器に充てんされたエアゾールであって噴射剤が単一の液化ガスの場合には、３５℃における当該ガスの蒸気圧を記入する。

⑤ 「Ｅ」欄には、検体を５０℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を記入する。

⑥ 「Ｆ」欄には、容器を該当する水圧下に３０秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。

⑦ 「Ｇ」欄には、容器を該当する水圧下に５秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。

⑧ 「Ｈ」欄には、内容物に含まれている高圧ガス(例えば、「フルオロカーボン 134a」、「LP ガス」、「DME」、「クロルメチル」、「炭酸ガス」等)を全て記入する。

⑨ 「Ｉ」欄には、毒性の高圧ガスの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。

⑩ 「Ｊ」欄には、人体に使用するエアゾール(例えば、ヘアスプレー等の化粧品、制汗剤等の医薬部外品等の直接人体に噴射して使用するもの)の噴射剤である高圧ガスに可燃性ガスを使用していることの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。

⑪ 「Ｋ」欄には、３５℃における内容物の体積(cm^3)を小数第１位まで測定したものを「Ａ」欄の数値で除した割合(%)を小数第１位まで記入する。

⑫ 「Ｌ」欄には、液化ガスの充てん質量(ｇ)を小数第１位まで記入する。なお、ガスライター充てん用 LP ガスのような内容物が全て LP ガスの場合には、当該 LP ガスが１５℃時における比重を測定し、小数第３位まで記入する。

⑬ 「Ｍ」欄には、容器を４８℃に保持したときに容器内のガスが漏れることの有無を確認し、該当するものを○で囲む。

（３）判定欄には、別紙２試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。

（４）検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。

① 「試験実施年月日」欄には、当該試験成績書記入年月日を記入する。

② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、当該試験を行った試験機関名、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には試験実施機関の名称及び当該検査員の役職名及びサインを記入する。

（別紙２）

試験結果の判定基準

１．告示第４条第１号に係るもの

試　験　項　目	記号	判　定　基　準	根拠法令
35℃における蒸気圧又は容器内圧	A	ゲージ圧力 0.8MPa 以下であること。	政令２条第３項第８号
容器の内容積	B	30cm^{3}以下であること。	告示第４条１号
高圧ガスの種類	C		
毒性ガスの有無	D	無いこと。	告示第４条１号

２．告示第４条第２号に係るもの

試　験　項　目			記号	判　定　基　準	根拠法令
高圧ガスの種類			A	液化フルオロカーボン 12 のみ又は液化フルオロカーボン 134a のみであること。	告示第４条第２号本文
容器	内容積		B	1000cm^{3}以下であること。	政令第２条第３項第８号
	材料		C	鋼又は軽金属であること。	告示第４条第２号イ
耐圧能力	フルオロカーボン 12	1.8MPa 以上の圧力による容器の変形	D	無いこと。	告示第４条第２号ハ
		2.1MPa 以上の圧力による容器の破裂	E	無いこと。	告示第４条第２号ハ
	フルオロカーボン 134a	1.9MPa 以上の圧力による容器の変形	F	無いこと。	告示第４条第２号ニ
		2.3MPa 以上の圧力による容器の破裂	G	無いこと。	告示第４条第２号ニ
容器内容積／充てん質量			H	液化フルオロカーボン 12 の場合にあっては、92cm^3/100g 以上であること。 液化フルオロカーボン 134a の場合にあっては、101cm^3/100g 以上であること	告示第４条第２号ロ

３．告示第４条第３号に係るもの

試　験　項　目			記 号	判　定　基　準	根拠法令
容器	内容積		A	1000cm³以下であること。	政令２条第３項第８号
	材料		B	材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器又（ガラス製の容器にあっては、合成樹脂等にのに限る。）に充填されたものであること	告示第４条第３項ハ
	二重構造容器における噴射剤の排出機構		C	噴射剤を容易に排出することができる機構を有すること。	告示第４条第３号ヌ
35℃における蒸気圧又は容器内圧			D	ゲージ圧力 0.8MPa 以下であること。	告示第４条第３項本文
耐圧能力	50℃における容器内圧		E		
	50℃における容器内圧の 1.5 倍又は 1.3MPa における容器の変形		F	無いこと。	告示第４条第３号ニ
	50℃における容器内圧の 1.8 倍又は 1.5MPa における容器の破裂		G	無いこと。	告示第４条第３号ニ
高圧ガスの種類			H		
可燃性・毒性	毒性ガスの有無		I	無いこと。または、殺虫剤に用いる質量 250g 以下の液化ガスであって、クロルメチルの質量が全質量の 56%以下で他の毒性ガスを含まないこと。	告示第４条第３号本文
	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類		J	LP ガス又は DME（ジメチルエーテル）以外の可燃性ガスを含まないこと。ただし、薬事法第１４条の規定により厚生大臣の承認を得た医薬品若しくは医薬部外品又は薬事法第２条第３項に定める化粧品のうち、水が全質量の 40%以上で、かつ、噴射剤が全質量の 10%以下であって、内容物をあわ状若しくはねり状に噴出するものについては、この限りでない。	告示第４条第３号イ
充てん量	エアゾール	35℃における内容物の体積／容器内容積	K	90%以下であること。	告示第４条第３号ロ
	エアゾール以外	液化ガスの充てん質量　（LP ガスの場合温度 15℃における比重）	L	A／L　（LP ガスの場合 A／1000 L）が下表の定数以上であること	告示第４条第３号ロ
48℃における容器からのガス漏れ			M	無いこと。	告示第４条第３号ホ

容器保安規則第二十二条による　　液化ガスのＣ値（定数）　H28.11.1改訂

液化ガスの種類	定　数（Ｃ値）
液化エチレン	３．５０
液化エタン	２．８０
液化プロパン	２．３５
液化プロピレン	２．２７
液化ブタン	２．０５
液化ブチレン	２．００
液化シクロプロパン	１．８７
液化アンモニア	１．８６
液化ブタジエン	１．８５
液化トリメチルアミン	１．６７
液化ジメチルアミン	１．７０
液化メチルエーテル	１．６７
液化ジメチルエーテル	１．６７
液化ジメチルアミン	１．６７
液化モノメチルアミン	１．６７
液化塩化水素	１．６７
液化シアン化水素	１．５７
液化硫化水素	１．４７
液化炭酸ガス	１．３４
液化亜酸化窒素	１．３４
液化酸化エチレン	１．３０
液化フルオロカーボン１５２ａ	１．２７
液化クロルメチル	１．２５
液化フルオロカーボン３２	１．２４
液化塩化ビニル	１．２２
液化フルオロカーボン４０４A	１．１５
液化四フッ化エチレン	１．１１
液化フルオロオレフィン１２３４　　yf	１．０５
液化フルオロカーボン５００	１．００
液化フルオロカーボン１３	１．００
液化フルオロカーボン２２	０．９８
液化フルオロオレフィン１２３４ze	０．９６
液化フルオロカーボン１３４a	０．９４
液化フルオロカーボン５０２	０．９３
液化六フッ化硫黄	０．９１
液化フルオロカーボン１１５	０．９０
液化フルオロカーボン１２	０．８６
液化キセノン	０．８１
液化塩素	０．８０
液化臭化水素	０．８０
液化亜硫酸ガス	０．８０
液化フルオロカーボン１３Ｂ１	０．７９
液化フルオロカーボン１１４	０．７６
液化フルオロカーボンＣ３１８	０．７４

液化ガスの種類	定　数（C値）
温度１５度における比重（以下この表において「比重」という。）が ０．４５３ 以上 ０．４６２ 以下の液化石油ガス	２．７８
比重が ０．４６３ 以上 ０．４７２ 以下の液化石油ガス	２．７１
比重が ０．４７３ 以上 ０．４８０ 以下の液化石油ガス	２．６４
比重が ０．４８１ 以上 ０．４８８ 以下の液化石油ガス	２．５７
比重が ０．４８９ 以上 ０．４９５ 以下の液化石油ガス	２．５０
比重が ０．４９６ 以上 ０．５０３ 以下の液化石油ガス	２．４４
比重が ０．５０４ 以上 ０．５１０ 以下の液化石油ガス	２．３８
比重が ０．５１１ 以上 ０．５１９ 以下の液化石油ガス	２．３３
比重が ０．５２０ 以上 ０．５２７ 以下の液化石油ガス	２．２８
比重が ０．５２８ 以上 ０．５３６ 以下の液化石油ガス	２．２３
比重が ０．５３７ 以上 ０．５４４ 以下の液化石油ガス	２．１８
比重が ０．５４５ 以上 ０．５５２ 以下の液化石油ガス	２．１３
比重が ０．５５３ 以上 ０．５６０ 以下の液化石油ガス	２．０９
比重が ０．５６１ 以上 ０．５６８ 以下の液化石油ガス	２．０４
比重が ０．５６９ 以上 ０．５７６ 以下の液化石油ガス	２．００
比重が ０．５７７ 以上 ０．５８４ 以下の液化石油ガス	１．９７
比重が ０．５８５ 以上 ０．５９２ 以下の液化石油ガス	１．９３
比重が ０．５９３ 以上 ０．６００ 以下の液化石油ガス	１．８９
比重が ０．６０１ 以上 ０．６０８ 以下の液化石油ガス	１．８６
その他の液化ガス	１．０５を当該液化ガスの温度４８度における比重で除して得た数値

Ｇ＝Ｖ／Ｃ

Ｇ＝最大充填量　（ｋｇ）

Ｖ＝容器の内容積（ℓ）

Ｃ＝定数（ガス毎：Ｃ値）

例：４７ℓ　容器におけるプロピレンの最大充てん量

４７ℓ／２．２７＝２０．７kg

したがって、４７ℓ　容器にプロピレン２０．７kg以上が充てんされた容器は過充てんと判断され、輸入できません。

（別紙３）

可燃性ガス及び毒性ガスの定義

１．「可燃性ガス」とは、次のガスをいう。

アクリロニトリル アルシン エチルアミン 塩化ビニル シアン化水素 ジメチルアミン 二硫化炭素 プロパン ホスフィン モノメチルアミン	アクロレイン アンモニア エチルベンゼン クロルメチル シクロプロパン 水素 ブタジエン プロピレン メタン メチルエーテル	アセチレン 一酸化炭素 エチレン 酸化エチレン ジシラン セレン化水素 ブタン ブロムメチル モノゲルマン 硫化水素	アセトアルデヒド エタン 塩化エチル 酸化プロピレン ジボラン トリメチルアミン ブチレン ベンゼン モノシラン

及びその他のガスであって次のイ又はロに該当するもの。

イ　爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が１０％以下のもの。

ロ　爆発限界の上限と下限の差が２０％以上のもの。

２．「毒性ガス」とは、次のガスをいう。

アクリロニトリル アンモニア クロロプレン 三フッ化窒素 ジエチルアミン ジボラン ふっ素 ホスフィン 硫化水素	アクロレイン 一酸化炭素 五フッ化ヒ素 三フッ化ホウ素 ジシラン セレン化水素 ブロムメチル モノゲルマン	亜硫酸ガス 塩素 五フッ化リン 三フッ化リン 四フッ化硫黄 トリメチルアミン ベンゼン モノシラン	アルシン クロルメチル 酸化エチレン シアン化水素 四フッ化ケイ素 二硫化炭素 ホスゲン モノメチルアミン

及びその他のガスであって、毒物及び劇物取締法（S25 年法律第 303 号）第２条第１項に規定する毒物。

附　　則

（制定、施行）

第１条　この手引きは、平成１７年４月１日に制定し、同日より施行する。

（改　廃）

第２条　この手引きの改廃は、理事会の議を経て、会長が決定する。

（運　用）

第３条　この手引きのほか、別に定める諸規程をもって運用する。

（沿　革）

平成１８年１２月　一部改定　・財務省関税局より、通関及び移動可能の条件として、「高圧ガス輸入検査合格証」の提示を義務付ける通達が発令されたことによる改訂。
・神奈川県組織名称の変更
（新）神奈川県安全防災局
（旧）神奈川県防災局

平成１９年６月　一部削除　・神奈川県安全防災局　工業保安課　川崎駐在事務所の廃止による改訂。

平成２２年４月　一部改訂　・神奈川県組織名称の変更
（新）神奈川県安全防災局　危機管理部　工業保安課
（旧）神奈川県安全防災局　工業保安課

平成２３年７月　一部改訂　・（社）日本エアゾール協会移転に伴う住所変更
・高圧ガス保安協会移転に伴う住所変更
・高圧ガス保安法容器保安規則と同等と認められる５カ国の規格以外に、EU 指令に基づくドイツ、フランス、イギリスが採用する EN 規格及び ISO 規格が追加されたことに伴う改訂
・特殊高圧ガス中の「セレン化水素」「ホスフィン」及び「三フッ化窒素」の最大充填量（kg／㍑）の係数変更に伴う改訂

平成２４年４月　一部改訂　・協会名称変更に伴う改訂。

平成２７年２月　一部改訂　・高圧ガス保安規則の改正による（エアバック、消火器）
・神奈川県組織名称の変更
（新）神奈川県安全防災局安全防災部

平成３０年４月　一部改訂　・神奈川県から政令指定市の長に高圧ガス事務の権限委譲
・高圧ガス保安法令改正（平成２８年１１月１日改正）

記　入　例　及　び　様　式　集

(1) 輸入検査申請書等の記入例
輸入検査申請書（一般則第 45 条関係（様式第 27)）　---------- P. 41
輸入高圧ガス明細書（一般則第 45 条関係（様式第 27 の 2)）　---------- P. 42

(2) 輸入検査申請書様式
一般則　様式第 27　（第 45 条関係）　---------- P. 43
液石則　様式第 26　（第 45 条関係）　---------- P. 44
冷凍則　様式第 18　（第 31 条関係）　---------- P. 45

(3) 輸入高圧ガス明細書様式
一般則　様式第 27 の 2　（第 45 条関係）　---------- P. 46
液石則　様式第 26 の 2　（第 45 条関係）　---------- P. 47
冷凍則　様式第 18 の 2　（第 31 条関係）　---------- P. 48

(4) 指定輸入検査機関輸入検査受検届書様式
一般則　様式第 28 の 3　（第 45 条の 2 関係）　---------- P. 49
液石則　様式第 27 の 3　（第 45 条の 2 関係）　---------- P. 50
冷凍則　様式第 19 の 3　（第 31 条の 2 関係）　---------- P. 51

（１）

輸入検査申請書の記入例

様式第 27（一般則第 45 条関係）　　㊞　**捨て印**

輸入検査申請書	一般	× 整理番号	
		× 検査結果	
		× 受理年月日	年　月　日
名称	○ ○ 商事株式会社		
事務所（本社）所在地	神奈川県横浜市中区山下町１		
高圧ガスの種類及び数量	⑴ 液化アルシン　２４．０kg　（３本） ⑵ 圧縮ネオン　２３０．０m^3　（５本）		
陸揚地及び陸揚年月日	横浜港　○号バース（ ○ ○ コンテナターミナル㈱ ） 横浜市中区本牧ふ頭○番地 平成○○年△△月××日		
貯蔵又は保管場所	横浜港　○号バース（ ○ ○ コンテナターミナル㈱ ） 横浜市中区本牧ふ頭○番地		

平成○○ 年 **○○** 月 **○○** 日

住　所　**横浜市中区山下町１**
名　称　**○ ○ 商事株式会社**
代表者氏名　**代表取締役　高圧　太郎**　㊞
代理者氏名　川崎工場長　保安　次郎　㊞

一般社団法人　神奈川県高圧ガス保安協会　殿

×検査職員確認印

備考　１．この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
　　２．×印の項は記載しないこと。

輸入高圧ガス明細書の記入例

様式第27の2（一般則第45条関係）

輸　入　高　圧　ガ　ス　明　細　書		
製　品　名		液化塩素
使　用　目　的		半導体産業向け販売
高圧ガスの圧力		（充填圧力）0.67 MPa（ 6.8 kg／cm²、96.7 psi ）、25℃
高圧ガスの成分		塩素，99．9%（混合ガスでは成分，割合）
高圧ガスの数量		（1本当たりの数量）　50.0 kg×3本 （ 合　計 ）　150.0 kg
充填事業所	名　称	○○ケミカル Co.
	所在地	アメリカ合衆国　マサチューセッツ州　ボストン
容器の種類	容器規格名	アメリカ DOT
	規格番号	DOT　3AA2400
	容器記号・番号	ABC－00100，　ABC－00101，　ABC－00110
	耐圧試験圧力	2.5 MPa（ 26 kg／cm²、369.8 psi ）
	最高充填圧力	1.5 MPa（ 15.6 kg／cm²、221.9 psi ）
	内容積（又は内容量）	40.0 ﾘｯﾙ
容器製造所	名　称	△△シリンダー Co.
	所在地	アメリカ合衆国　テキサス州　△△
連絡先	名　称	○○商事株式会社　横浜支店 横浜市中区日本大通○○（ 電話 045－×××－○○×× ）
	部署・氏名	ガス事業部　○○○課
代行手続者	名　称	株式会社××商事 横浜市中区尾上町××（ 電話045－○○○－▽▽▽▽ ）
	部署・氏名	海外事業部　△△△課　　高圧　一郎

備考1．この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2．高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印又は貼付されている標章により確認することができる記載事項についてはこの限りではない。

※ B／L、インボイス又はパッキングリスト（写し可）添付すること。

（2）

様式第27（一般則第45条関係）

<table>
<tr><td rowspan="3">輸入検査申請書</td><td rowspan="3">一般</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×検査結果</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>高圧ガスの種類及び数量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陸揚地及び陸揚年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>貯蔵又は保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

平成　　年　　月　　日

住　　所

名　　称

代表者　氏 名　　㊞

代理者　氏 名　　㊞

一般社団法人　神奈川県高圧ガス保安協会　殿

×検査職員確認印

備考　1．この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2．×印の項は記載しないこと。

様式第26（液石則第45条関係）

<table>
<tr><td rowspan="3">輸入検査申請書</td><td rowspan="3">液石</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×検査結果</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>液化石油ガスの数量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陸揚地及び陸揚年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>貯蔵又は保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

平成　年　月　日

住　所
名　称
代表者　氏　名　㊞

代理者　氏　名　㊞

×検査職員確認印

一般社団法人　神奈川県高圧ガス保安協会　殿

備考　1．この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
　　2．×印の項は記載しないこと。

様式第 18（冷凍則第 31 条関係）

<table>
<tr><td rowspan="3">輸　入　検　査　申　請　書</td><td rowspan="3">冷　凍</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×検査結果</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>高圧ガスの種類及び数量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陸揚地及び陸揚年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>保　　管　　場　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

平成　　年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者　氏 名　　㊞

代理者　氏 名　　㊞

×検査職員確認印

一般社団法人　神奈川県高圧ガス保安協会　殿

備考　1．この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
　　2．×印の項は記載しないこと。

（3）

様式第27の2（一般則第45条関係）

輸入高圧ガス明細書		
製品名		
使用目的		
高圧ガスの圧力		
高圧ガスの成分		
高圧ガスの数量		
充填事業所	名称	
	所在地	
容器の種類	容器規格名	
	規格番号	
	容器記号・番号	
	耐圧試験圧力	
	最高充填圧力	
	内容積（又は内容量）	
容器製造所	名称	
	所在地	
連絡先	名称	
	部署・氏名	
代行手続者	名称	
	部署・氏名	

備考1．この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2．高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印又は貼付されている標章により確認することができる記載事項については、この限りでない。

様式第26の2（液石則第45条関係）

輸入高圧ガス明細書		
製品名		
使用目的		
高圧ガスの圧力		
高圧ガスの成分		
高圧ガスの数量		
充填事業所	名称	
	所在地	
容器の種類	容器規格名	
	規格番号	
	容器記号・番号	
	耐圧試験圧力	
	最高充填圧力	
	内容積（又は内容量）	
容器製造所	名称	
	所在地	
連絡先	名称	
	部署・氏名	
代行手続者	名称	
	部署・氏名	

備考1．この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2．高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印又は貼付されている標章により確認することができる記載事項については、この限りでない。

様式第18の2（冷凍則第31条関係）

輸入高圧ガス明細書			
高圧ガスの成分			
冷媒ガス封入者		名称	
		所在地	
冷凍設備の種類	輸入を受けようとする設備の品名及び製造番号		
	設計圧力		
	気密試験圧力		
	耐圧試験圧力		
	安全装置の種類及び性能		
機器製造業者		名称	
		所在地	
連絡先		名称	
		部署・氏名	
代行手続者		名称	
		部署・氏名	

備考1．この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2．高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。

（4）

様式第28の3（一般則第45条の2関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">指定輸入検査機関
輸入検査受検届書</td><td rowspan="2">一般</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた高圧ガスの種類及び数量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた貯蔵又は保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陸揚地及び陸揚年月日</td><td colspan="3">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>輸入検査合格証の検査番号</td><td colspan="3">平成　年　月　日
一般社団法人　神奈川県高圧ガス保安協会　第　　号</td></tr>
<tr><td>検査を受けた年月日</td><td colspan="3">平成　年　月　日</td></tr>
</table>

平成　年　月　日

住　所

名　称

代表者　氏名　㊞

代理者　氏名　㊞

横浜市長・川崎市長　殿

備考1．この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2．×印の項は記載しないこと。

3．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第27の3（液石則第45条の2関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">指定輸入検査機関
輸入検査受検届書</td><td rowspan="2">液石</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた
液化石油ガスの数量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた貯蔵又は保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陸揚地及び陸揚年月日</td><td colspan="3">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>輸入検査合格証の検査番号</td><td colspan="3">平成　年　月　日
一般社団法人　神奈川県高圧ガス保安協会　第　号</td></tr>
<tr><td>検査を受けた年月日</td><td colspan="3">平成　年　月　日</td></tr>
</table>

平成　年　月　日

住　所
名　称
代表者　氏名　㊞

代理者　氏名　㊞

横浜市長・川崎市長　殿

備考1．この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2．×印の項は記載しないこと。
3．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 19 の 3（冷凍則第 31 条の 2 関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">指定輸入検査機関
輸入検査受検届書</td><td rowspan="2">冷凍</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた高圧ガスの種類及び数量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた貯蔵又は保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>陸揚地及び陸揚年月日</td><td colspan="3">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>輸入検査合格証の検査番号</td><td colspan="3">平成　年　月　日
一般社団法人　神奈川県高圧ガス保安協会　第　号</td></tr>
<tr><td>検査を受けた年月日</td><td colspan="3">平成　年　月　日</td></tr>
</table>

平成　年　月　日

住　所
名　称
代表者　氏名　㊞

代理者　氏名　㊞

横浜市長・川崎市長　殿

備考１．この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
２．×印の項は記載しないこと。
３．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。